

# 四日市港管理組合公報

第923号

平成25年8月5日

月曜日

---

## 目次

---

### 条 例

- 四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (組 合 議 会) 1
- 常勤の副管理者の給料の臨時特例に関する条例 (経営企画課) 2
- 四日市港管理組合情報公開条例及び四日市港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例 ( 同 ) 3

### 議 会 規 則

- 四日市港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則 (組 合 議 会) 3

---

## 条 例

---

四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年8月5日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第6号

四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成21年四日市港管理組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「若しくは全員協議会」を「、全員協議会若しくは議会報告会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

常勤の副管理者の給料の臨時特例に関する条例をここに公布します。

平成25年8月5日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第7号

常勤の副管理者の給料の臨時特例に関する条例

常勤の副管理者の給料の臨時特例に関する条例を次のとおり公布する。

（目的）

第1条 この条例は、地方公共団体を取り巻く厳しい財政状況に鑑み、平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、常勤の副管理者の給料を減額するための特例を定めることを目的とする。

（常勤の副管理者の給料の額の特例）

第2条 特例期間においては、常勤の副管理者の給料の額は、常勤の副管理者の給与に関する条例（昭和41年四日市港管理組合条例第22号）第1条の規定にかかわらず、同条の月額から、その100分の15に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定による額とする。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

四日市港管理組合情報公開条例及び四日市港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年 8 月 5 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 8 号

四日市港管理組合情報公開条例及び四日市港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

(四日市港管理組合情報公開条例の一部改正)

第 1 条 四日市港管理組合情報公開条例（平成14年四日市港管理組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 6 号ホ中「、国」を削る。

(四日市港管理組合個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 四日市港管理組合個人情報保護条例（平成21年四日市港管理組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 6 号ホ中「、国」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

議 会 規 則

---

四日市港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年 8 月 5 日

四日市港管理組合議会議長 水 谷 正 美

四日市港管理組合規則第 3 号

四日市港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合議会会議規則（昭和41年四日市港管理組合議会規則第 1 号）の一部を

次のように改正する。

			「第16章 住民との情報共有（第101条）」
	「第16章 議員の派遣（第101条）」	第101条（議会報告会）	
目次中	第101条（議員の派遣）	第17章 議員の派遣（第102条）	
	第17章 補則（第102条）	第102条（議員の派遣）	を
	第102条（会議規則の疑義）」	第18章 補則（第103条）	
		第103条（会議規則の疑義）」	

に改める。

第102条を第103条とする。

第17章を第18章とする。

第101条を第102条とする。

第16章を第17章とし、第15章の次に次の1章を加える。

第16章 住民との情報共有

（議会報告会）

第101条 議会は、議会活動について住民（県民のほか、県内の事業所等に勤務する者及び県内の学校に通学する者）に対し報告等を行う場（以下、本条において「議会報告会」という。）を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>購 読 料</p> <p>年間 3,120円</p> <p>(月額 260円)</p>	<p>平成25年8月5日発行</p> <p>四日市市霞2丁目1番地の1</p> <p>(電話 代表 059(366)7006)</p> <p>四日市港管理組合</p>
--	---